

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対応方針（抄）

(略)

III 措置

1 医療体制

(1) 入院体制

○新規陽性患者の発生状況に応じて、フェーズごとに体制を強化するシナリオに、感染がさらに拡大する局面も見据え、新たなフェーズ（「感染拡大期2」）を追加した計画に対応し、重症対応 110床、中軽症対応 542床の計 652床を確保した。

感染拡大期1に移行したことから、重症対応 90床、中軽症対応 410床の計 500床体制を早急に構築する。

今後も、シナリオに基づき機動的な対応を行う。

【フェーズに応じた体制】

区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2
目安 新規陽性 患者数 (1週間平均)	10人未満	10人以上 (警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上
体制構築 の考え方	15人/日の新規患者 数発生に対応	20人/日の新規患者 数発生に対応	30人/日の新規患者数 発生に対応	40人/日の新規患者 数発生に対応	55人/日の新規患者数 発生に対応
病床数	200床程度 うち重症40床程度	300床程度 うち重症50床程度	400床程度 うち重症70床程度	500床程度 うち重症90床程度	650床程度 うち重症120床程度
宿泊療養	200室程度	200室程度	300室程度	500室程度	700室程度

(略)

(2)～(3) (略)

(4) 検査体制の強化

○衛生研究所、民間検査機関、帰国者・接触者外来へのPCR検査機器購入支援などにより、検査体制の充実を図り、2,500件/日の検査件数を確保する。

○濃厚接触者のうち無症状者や、希望する妊婦にも検査を実施し対象を拡大する。

○医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がりや疑われるなど、クラスター（集団感染）の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外も幅広く関係者を対象として検査を実施する。

○県健康科学研究所において、感染状況を踏まえ、PCR検査試薬15,000件分を順次購入する。

○抗原検査については、救急患者の早期診断に活用するなど状況に応じてPCR検査と併用して実施する。また、発症2日目から9日以内の有症状者については、陽性の場合に加えて、新たに陰性の場合についても診断を確定する。

○抗体検査については、正確な感染状況の把握に資するため、神戸大学と協力して研究を推進する。

(5)～(10) (略)

2 学校等

(1) 公立学校

[県立学校]

①教育活動

感染防止対策を講じた上で、実施する。

特に、県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。

なお、今後、県内外における感染者がさらに増加した場合においては、感染状況を踏まえ、地域を限定することを検討する。

○感染防止対策

- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクを着用する。
- ・換気を行う。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。 など

②部活動

○感染防止対策を講じた上で、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする。

○公式試合、練習試合、合同練習・合宿については、感染防止対策を講じた上で、実施する。

特に、県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。

なお、今後、県内外における感染者がさらに増加した場合においては、感染状況を踏まえ、地域を限定することを検討する。

③～④ (略)

(2)～(3) (略)

3 (略)

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

○高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。

○面会者からの感染を防ぐため、オンライン面会等を活用し、直接対面を避けることを要請する。

○今後は、高齢者施設、障害者施設等において、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。

○高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを整備する。

(2)～(4) (略)

5 (略)

6 外出自粛等の要請（法第 24 条第 9 項）

○次の事項を県民に要請する。

- ・東京都など感染が再拡大している地域への不要不急の移動を自粛すること
- ・発熱等の症状がある場合は、外出を控えること
- ・特に、高齢者や基礎疾患のある者は、不要不急の外出を自粛すること
- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策（検温、換気、人数制限、連絡先登録など）がなされていない施設への出入りを自粛すること
- ・大人数での会食や飲み会を避けること。特に、若年層をはじめとするグループは、接待を伴う飲食店等の利用を控えること
- ・大声での会話、回し飲みを避けること
- ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること
- ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
「3密」（密閉・密集・密接）の回避、身体的距離の確保、マスクの着用 等

※熱中症リスクを考慮し、屋外で十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合は、マスクを外す。

○店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用を要請する。

○新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を要請する。

7 （略）

8 事業者への感染防止対策等の要請（法第 24 条第 9 項）等

○業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を促すとともに、関係団体を通じて協力を要請する。

○特に接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策を周知する。

○飲食店においては、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請する。

○「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請する。

○「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と QR コードの掲示を要請する。

○店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。

○次の事項を事業者・関係団体に要請する。

- ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
- ・関係団体を通じた企業等に対する接触機会低減等の取組
在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議、ローテーション勤務、時差出勤等の取組を推進、職場での「3密」（密閉・密集・密接）の回避、職場内の換気の励行、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除、若年層による大人数の会食への注意喚起

9 （略）

10 県としての対応等

(1) （略）

(2) 補正予算の実施等

- ・国の補正予算等に基づき編成した県の補正予算 （4月補正、6月補正、7月補正） の速やかな実施を図る。

(3) （略）